



新制度の保育料③

(経過措置について)

保育料の経過措置について

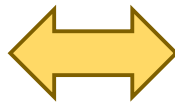
新制度に移行することで、現在負担している保育料よりも金額が高くなってしまう場合は、在園児については引き続き現行の保育料と同額お支払いいただく経過措置を設けます。この経過措置の適用を受ければ**制度移行後も変わらない保育料の負担となります。**

認定こども園に移行する園の基本負担額は、国が定める基準を上限として、市が保護者の所得に応じて定めることとなりますが、幼稚園等就園奨励費補助金は申請の対象外となります。

新制度移行した場合に保育料が安くなる場合は皆様に移行して頂くことができますが、この基本負担額は、在園している園児の家庭が既に払っている入園料を重複している形となるため、今までの保育料の負担よりも増えてしまう場合があります。よって、在園している園児の家庭については、制度移行児に在園しているお子様に限り基本的に、現在負担している保育料よりも金額が高ならないよう経過措置を設ける予定です。(2号認定を選択された場合は経過措置の対象にはならず、①のみ適応されます。)

<経過措置による保育料決定のイメージ>

① こども園における利用者負担額
(基本負担額)
※所得に応じて市が定める額



② 現在の園の保育料ベースから
就園奨励費補助金を差し引いた額

①と②を比較し、
金額の低い方を適用します。